

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター有料広告取扱要綱

第1 目的

この要綱は、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が発行する会報紙等に掲載する有料広告等の取扱いについて必要な事項を定めることにより、センターの経営資源を積極的かつ効率的に活用することを目的とする。

第2 広告取扱いの対象

有料広告の取扱いの対象となるものは、次のとおりとする。ただし、センター理事長が広告取扱いについて適当でないと認めるときは、この限りでない。

- (1)センターが発行する会報及び印刷物
- (2)センターの会報に同封する折込広告
- (3)センターのホームページ
- (4)その他、広告掲載が適当であると認めるもの

第3 広告の取扱基準

1 掲載又は折込できる広告は、次の各号のいずれにも該当しない広告とする。

- (1)センターの品位を損なうおそれのある広告
- (2)公序良俗に反するおそれのある広告
- (3)前各号に掲げるもののほか、センター理事長が掲載する広告として適当でないと認めた広告

2 前項各号に規定する広告の範囲は、会報等及びセンターホームページバナー広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に定める。

第4 会報の掲載位置

会報の広告を掲載する位置は、センターが指定するものとする。

第5 会報の広告の規格及び掲載枠等

- 1 会報の広告の規格及び掲載枠は、A4版1枠を基本単位とし、フルカラー4色刷りとする。
- 2 編集上、余剰枠あるいは広告掲載ページを設定した場合は、広告の規格等を広告の掲載を希望する者と協議をするものとする。

第6 会報の掲載料

会報の広告掲載料は、1回の掲載につき、1件当たり次のとおりとする。ただし、デザイン等の構成がある場合は別途協議するものとする。

- (1)A4版全面 60,000円
- (2)A4版1/2面 30,000円
- (3)A4版1/4面 15,000円

第7 折込広告の規格

折込する広告の規格は、次に掲げるものとする。

- (1) A4版1枚を基本単位とする。
- (2) A4版を超える広告については、折込広告を依頼する者が、事前に A4のサイズとして規格を統一するものとする。
- (3) 前各号に掲げる規格以外のものについては、別途協議する。

第8 折込料

広告の折込料は、会員宛を60,000円とする。ただし、事業所宛のみの折込については30,000円とする。

第9 折込料の減額

折込広告を依頼する者が広告の折込に際し、人員を派遣し折込作業に従事した場合は、折込料を2分の1に減額することができる。

第10 ホームページの広告の掲載ページ、位置、枠数、規格

- 1 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数はセンターが別に定める。
- 2 広告の規格は次のとおりとする。
 - (1) サイズ横218ピクセル×縦75ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF(アニメ不可)、JPEG、PNG
 - (3) 容量10KB 以内

第11 ホームページの広告掲載期間

- 1 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は3か月単位とし、12か月を超えない期間とする。ただし、センターが必要と認めるときは、掲載期間を指定することができる。
- 2 広告掲載の開始日及び終了日はセンターが別に定める。

第12 ホームページの広告掲載料

ホームページの広告の掲載料は、1枠につき、1か月2,000円、3か月4,000円とする。ただし、センター加入事業者は2分の1とする。

第13 ホームページの広告掲載内容の提出、広告内容、デザイン等の審査及び協議

- 1 ホームページ広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、別に定める広告掲載基準並びに広告表現ガイドラインに基づき作成した広告案をセンターに提出しなければならない。
- 2 提出された原案については、広告の内容及びデザインについて、センターのホームページの信用性を損なうことのないよう、広告主とセンターが必ず協議するものとする。

第14 ホームページの広告内容の変更、掲載の取り消し

- 1 センターは、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEB ページ内容等が法令に違反しているとき若しくはそのおそれがあるとき又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告

主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

- 2 センターは、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主へ催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
 - (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
 - (3) 前項の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないと判断したとき。
- 3 前項第2号から第4号までの規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

第15 ホームページの広告掲載の取り下げ

- 1 広告主は自己の都合により、センターホームページへの広告の掲載を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面によりセンターに申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

第16 ホームページの広告掲載期間の延長

- 1 掲載期間内に、センターの都合でセンターホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。
- 2 広告主の責に帰さない理由により、センターが広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

第17 ホームページの広告掲載料の返還

- 1 センターは、前項の規定により広告が掲載できなかった場合において、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。
- 2 前項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告をセンターのホームページから削除した日から広告掲載終了日までの日数で日割り計算した額とする。
- 3 前2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

第18 リンク先

広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までにセンターに連絡するものとする。

第19 広告料の免除

理事長は広告取扱いについて、公益性があると認めるときは、広告料を免除することができる。

第20 その他の広告の規格等

その他の広告の規格、数量、広告料は、センター理事長が別に定める。

第21 広告等の募集

広告掲載及び折込広告希望者の募集は、会報及びセンターホームページ等で公募するものとする。

第22 広告の申込み

- 1 会報の広告掲載又は折込をしようとする者は、有料広告申込書に掲載しようとする広告の原稿または折込をしようとする広告物を添えて提出しなければならない。
- 2 ホームページの広告掲載をしようとする者は、センターホームページバナー広告掲載申込書に掲載しようとする広告案の原稿を添えて申し込むものとする。なお、広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

第23 有料広告申込結果の通知

- 1 センターは、第22第1項に規定する申込みがあったときは、その内容を審査し、申込者に通知する
- 2 センターは、第22第2項に規定する申込みがあったときは、ホームページの広告掲載の可否を決定し、ホームページバナー広告掲載等決定通知書により申込者に通知する。

第24 広告料の納付

広告取扱いの決定を受けた者(以下「広告取扱決定者」という。)は、理事長が定める期日までに広告料を一括納付するものとする。

第25 広告取扱決定者の責任

- 1 広告取扱決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。
- 2 広告取扱決定者は、広告の内容等が第三者の権利を害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、センターに対して補償するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して被害を被ったという請求がなされた場合は、広告取扱決定者の責任及び負担において解決するものとする。

第26 補則

この要綱に定めるもののほか、有料広告の取扱いについての必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター有料広告掲載等取扱要綱は、廃止する。
- 3 会報紙「さるびあタウン」に係る広告基準は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

会報等及びホームページバナー広告掲載基準

- 1 この基準は、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）のセンター有料広告取扱要綱第3に規定する広告の範囲の詳細を定め、掲載の可否は、この基準に照らして行う。

- 2 次の業種又は業者の広告は掲載しない。
 - (1) 風俗営業類似の業種
 - (2) 消費者金融
 - (3) たばこ
 - (4) ギャンブルにかかるもの
 - (5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や業者
 - (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
 - (7) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の業者

- 3 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
 - (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - (2) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
 - (3) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
 - (4) 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
 - (5) 宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
 - (6) 非科学的、又は迷信に類するもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
 - (7) 社会的に適切でないもの
 - (8) 国内世論が大きく分かれているもの

ホームページ広告表現ガイドライン

(目的)

- 1 このガイドラインは、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター(以下「センター」という。)のホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、センター有料広告取扱要綱に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザービリティを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

- 2 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - (2)アラートマーク
 - (3)ラジオボタン
 - (4)テキストボックス(入力できるように見えるもの)
 - (5)プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIF)

- 3 GIF アニメ及び FLASH を用いる表現は禁止とする。

(センターホームページとの区別)

- 4 次の表現については、ユーザーがセンターのホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。
 - (1)センターのホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
 - (2)「福利厚生」な事業を連想させる分野において、一般的な表現を用いるなど、ユーザーがセンターの事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

- 5 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

- 6 文字やイラスト等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(実施日)

このガイドラインは、平成28年1月1日から適用する。

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター有料広告申込書

年 月 日

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
理事長 井之上 賢一 様

郵便番号

住所(所在地)

氏名(名称)

電話番号等

FAX

担当者氏名

会報紙さるびあタウンに広告を掲載・折込したいので、一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター有料広告取扱要綱に同意のうえ、要綱第22第1項の規定により広告の原稿・折込物を添えて下記のとおり申し込みます。

◆希望の広告欄に○印をしてください。

	掲載広告 (4色フルカラー)			折込広告 (A4版・A3版2折りまで)	
	A4版全面	A4版1/2面	A4版1/4面	会員宛	事業所宛
	60,000円	30,000円	15,000円	60,000円	30,000円
	[約7,500部]	[約7,500部]	[約7,500部]	[約7,500部]	[約1,000部]
春号 (3月下旬発行) (4・5・6月号)					
夏号 (6月下旬発行) (7・8・9月号)					
秋号 (9月下旬発行) (10・11・12月号)					
冬号 (12月下旬発行) (1・2・3月号)					
備考					

※ 折込作業に従事する人員の派遣の有無 どちらかに○印 有り・無し 広告料 _____ 円

※ 会員宛て折込広告を依頼する者が、広告の折込に際し人員を派遣し折込作業に従事した場合は、折り込み料を2分の1に減額する。

年 月 日

ホームページバナー広告掲載申込書

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター
理事長 井之上 賢一 様

住所(所在地)
法人名(名称)
代表者職氏名
担当者氏名
連絡先(TEL)
(FAX)
(Eメール)

一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター有料広告取扱要綱第22第2項の規定に基づき、
広告の原案を添付し、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (ヶ月間)
リンク先URL	http://
広告の内容	
その他	

注) 広告の原案は電子データで提出してください。